

M I C E 拠点間連携支援事業又はM I C E 拠点と全国他都市との連携支援事業助成金交付要綱

2 公東観コ誘第 503 号

令和 2 年 7 月 1 日制定

(通 則)

第 1 条 M I C E 拠点間連携支援事業又はM I C E 拠点と全国他都市との連携支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この助成金は東京都知事（以下「知事」という。）が指定する東京ビジネスイベント先進エリア（以下「先進エリア」という。）、及び多摩ビジネスイベント重点支援エリア（以下「重点支援エリア」という。）が取り組む事業であって、M I C E の受入体制強化に資すると東京観光財団（以下「財団」という。）が決定した以下の事業に対し、財団が必要な助成金を交付することにより、東京を代表するM I C E 拠点間の連携、及びM I C E 拠点と全国他都市との連携を促進し、M I C E を通じた地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

- (1) 先進エリア又は重点支援エリアが、各エリア又はその他都内エリアマネジメント団体等と 2 エリア間以上で連携して行う事業（以下、「M I C E 拠点間連携支援事業」という）
- (2) 先進エリア又は重点支援エリアで開催されるM I C E 参加者が都外他都市を周遊することを目的としたブレジャー需要を喚起するコンテンツ造成等に関する事業（以下、「M I C E 拠点と全国他都市との連携支援事業」という）

(定 義)

第 3 条 この要綱で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) M I C E

以下のビジネスイベントの頭文字を取った総称

ア M : Meeting（企業系会議）

イ I : Incentive Travel（企業の報奨・研修旅行）

ウ C : Convention（国際会議）

エ E : Exhibition/Event（展示会、イベント等）

なお、「ビジネスイベント」も上記M I C E と同義として使用する。

(2) M I C E 拠点

核となる会議施設や展示施設等を有するだけでなく、宿泊や飲食、商業、娯楽など、魅力的なM I C E 開催の実現に必要な関連施設が集積するエリア

(3) ブレジャー

ビジネス目的で都内M I C E 拠点を訪れた参加者が余暇を過ごす目的等で都内や

他都市を周遊する行為等

(4) MICE 関連施設

会議施設、展示施設、宿泊施設、商業施設、飲食・小売店、文化・娯楽施設、歴史的建造物等、MICE 開催の実現に必要な施設

(5) 団体等

東京都の区域内に所在し、MICE 関連施設が集積する地域において、地域と連携してMICE受入環境の整備に取り組む以下の団体等

ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく認証を受けた特定非営利活動法人

エ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所

オ その他、地域の活性化やまちづくりに取り組む任意団体

(6) 先進エリア

MICE 関連施設の集積を活かし、MICE 受入環境整備に主体的に取り組む団体等及びその団体等が提案する地域の総称であって、平成26年度、平成29年度東京ビジネスイベント先進エリア募集要項、及び令和2年度MICE拠点育成支援事業助成金交付要綱に基づき応募し、東京ビジネスイベント先進エリア審査会による審査を経て、知事の指定を受けたものとする。

(7) 重点支援エリア

MICE 関連施設が一定程度に集まる多摩地域において、MICE 受入環境整備に主体的に取り組む団体等及びその団体等の提案する地域の総称であって、平成29年度、及び平成30年度多摩ビジネスイベント重点支援エリア募集要項に基づき応募し、多摩ビジネスイベント重点支援エリア審査会による審査を経て知事の指定を受けたものとする。

(8) 助成事業

第2条で規定した目的に照らして、団体等が提案した事業に対して財団が決定した事業をいう。

(9) 助成事業者

第3条（6）及び（7）項に規定する先進エリア及び重点支援エリアのうち、この要綱の規定に基づき、助成事業を実施する団体等をいう。また、拠点間連携事業については、上記の複数の団体等を1つの「助成事業者」としてみなすこととする。

（助成金の交付対象）

第4条 助成対象とする事業の内容は、以下に掲げる内容とする。

(1) MICE 拠点間連携支援に資する事業

先進エリア又は重点支援エリアが、先進エリア、重点支援エリア又はその他都内エリアアマネジメント団体等と2エリア間以上で連携し、都内MICE拠点で開催

されるM I C E参加者に連携している各エリアを周遊させるなどして、各エリアのビジネスイベント開催エリアとしての特徴・魅力をPRするとともに、M I C E受入体制の強化に資する事業

(2) M I C E拠点と全国他都市との連携支援に資する事業

先進エリア又は重点支援エリアが都外他都市と連携し、都内M I C E拠点で開催されるM I C E参加者を都外他都市周遊させるなどして、双方の魅力向上、及びブレッジャー需要を喚起するようなコンテンツなどを造成する事業

- 2 M I C E拠点と全国他都市との連携支援事業については、他都市の自治体・観光協会・エリアマネジメント団体といった非営利団体等と連携する事業を対象とする。
- 3 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から、原則、翌年6月30日までの期間に実施完了した事業とする。
- 4 助成対象とする経費は、第1項に規定した事業内容に係る経費のうち、別表1に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）で、理事長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。
- 5 助成事業者、又は他都市の連携先団体が、暴力団（東京都暴力団排除条例以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。）又は団体等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）とし、上限額は第4条（1）（2）に定める各事業において、それぞれ300万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）を、必要な書類を添えて財団に提出しなければならない。

(助成事業内容の審査)

第7条 財団は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、本項に定める助成事業内容の審査を行うため「M I C E拠点間連携支援事業又はM I C E拠点と全国他都市との連携支援事業審査会」を設置するとともに、次項に規定する基準をもとに適正に審査を行い、M I C E拠点間連携支援事業又はM I C E拠点と全国他都市との連携支援事業の予算の枠内で助成上限額を決定する。

- 2 前項に定めるM I C E拠点間連携支援事業又はM I C E拠点と全国他都市との連携支援事業審査の基準に関する事項は、財団が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 前条に規定する審査の結果、交付申請内容が適正と認められるときは助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

2 財団は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（助成金交付決定前着手）

第9条 助成金の交付決定前に助成事業に着手する必要がある場合は、助成事業者はその理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第3号様式）を財団に届出しなければならない。

2 第1項に規定した届出は、交付決定までのあらゆる損失等は助成事業者自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 第1項に規定した届出について、交付決定前着手に関する経費が助成対象と認められない場合があることを了知の上行うものとする。

（申請の取下げ）

第10条 助成事業者は、第8条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を財団に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

（助成事業遅延等の報告）

第11条 助成事業者は、第8条で交付決定を受けた助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第4号様式）を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

（助成事業の内容又は経費の配分変更等）

第12条 助成事業者は、第8条で交付決定を受けた助成事業の内容の著しい変更または中止をしようとする場合、又は助成事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（第5号様式）（添付書類を含む）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、配分された額の変更とは、第6条による交付申請の収支計画に記載する経費区分の配分額のうち、最も低い額の20パーセントを超える経費の流用増減を行う場合とする。

2 助成事業者は、別表1に掲げる助成対象経費であって、財団の事前承認を必要とする経費については、あらかじめ助成対象経費の事前承認申請書（第5号様式の1）（添付資料を含む）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

3 財団は、第1項の承認を行う場合は、第5号様式の2により、第2項の承認を行う場合には、第5号様式の3により、助成事業者へ通知するものとする。

(遂行状況)

第13条 財団は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、助成事業の進捗の把握に努めるものとする。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過した日までに、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第6号様式）を財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 財団は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定書（第7号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第16条 財団は、前条の規定による実績報告の審査又は現地調査等により、助成事業の成果等が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しない事実が明らかになった場合は、適合させるための措置を命ずることができる。

(助成金の支払等)

第17条 財団は、第15条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書（第8号様式）を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 財団は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成要件を欠いたとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第19条 財団は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 財団は、第15条の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第20条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の完了後、財団が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、財団が別に定める期日までに、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第9号様式）を財団に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りではない。

4 財団は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第22条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、財団が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第23条 第18条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第19条の規定により助成金の返還を命じたときは、財団は、助成事業者が助成金を受領し

た日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第24条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第25条 第23条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第26条 非常災害等により、助成事業の遂行が困難となった場合の措置については、財団が指示するところによる。

（その他）

第27条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表 1 助成対象経費の科目（第 4 条関係）

助成事業の実施に当たり必要と認める以下の経費について助成する。

科 目	M I C E 拠点間連携支援事業	M I C E 拠点と全国他都市との連携 支援事業
報償費	・ 専門家等の活用に要する経費 ・ セミナー・研修会等の講師謝金	
旅費	・ 出張旅費 ・ 試行ツアー等の実施に係る参加者の旅費、域内交通費、コンテンツ体験費等 ・ ファムトリップや視察旅行等の実施に係る招聘費用（渡航費・宿泊費）、域内交通費等 ※日当・雑費は除く。	・ 出張旅費 ・ 試行ツアー等の実施に係る参加者の都内から他都市への旅費、域内交通費、コンテンツ体験費等 ※日当・雑費は除く。
消耗品費	・ 会議費（ただし、食事等の提供に係る経費は除く。） ・ 事務用消耗品、図書類、作業服等 1 0 万円未満の物品等	
印刷製本費	・ パンフレット・行程表等の印刷製本費等 ・ 写真代、記録資料、報告書作成費等	
役務費	・ 筆耕料、速記料、通訳料、翻訳料、賠償責任保険料及び傷害保険料等	
委託費	・ ファムトリップや視察旅行、ツアー等の実施や PR ツールの作成に当たり、委託事業者を利用した際の委託料	・ 試行ツアー等の実施や PR ツールの作成に当たり、委託事業者を利用した際の委託料
賃借料	・ 会場借上費等 ・ 機器類のリース料	

2 助成対象外経費等

(1) 全科目共通

- ① 間接経費
(消費税、振り込み手数料、通勤手当・交通費(出張旅費を除く。)日当、飲食費及び収入印紙等)
- ② 現金、商品券等の負担、給付などの経費。ただし、財団の事前承認を受けたものを除く。
- ③ 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類が不備なもの
(契約等の予定額が100万円を超える場合には、特段の事情がある場合を除き、複数者からの見積もりを比較し、最も経済的な相手方と契約等を行うこと。)
- ④ 使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの
- ⑤ この助成金以外の他の事業に要した経費と明確に区分できないもの
- ⑥ 通常業務・取引と混在して支払いが行われているもの
- ⑦ 他の取引と相殺して支払いが行われているもの
- ⑧ 交付決定の日より前に開始した事業に係るもの。ただし、第9条助成金交付決定前着手の届け出を行った事業については除く。
- ⑨ 実績報告時までに終了していない事業に係るもの。ただし、実績報告時以降も続く事業であっても、内容や経費等の面から明確に実績報告時以降の部分と区分できる場合には対象とする。
- ⑩ 顧問契約料
- ⑪ 土地・建物の取得費用
- ⑫ 法令等で義務付けられ、当然整備すべきとされている制度の策定等に係るもの
- ⑬ 個人情報管理規程等、労働者の労働条件に関わらない附属規程の策定に係るもの
- ⑭ 同一の事由で国、東京都又は区市町村等から給付金や助成金を受けている場合の個別事業の経費
- ⑮ MICE拠点と全国他都市との連携支援事業において都外他都市が負担する経費。ただし、MICE拠点が負担する経費で区分できない場合はこの限りでない。
- ⑯ 上記各号のほか、社会通念上、助成が適当でないと理事長が判断したもの

(2) 科目ごとの対象外経費

科 目	内 訳
報償費	・ 100 万円を超える謝金
旅費	・ 東京都又は東京観光財団の規定による出張より高額な方法で出張した場合の旅費 ・ 助成事業以外の事業が主たる目的で出張した場合の旅費 ・ 宿泊を伴う行程における食卓料（夕・朝食費）
消耗品費	・ 景品・記念品のうち、単価で 1 万円、総額で 1 0 0 万円を超える部分
印刷製本費	・ 写真代のうち、総額 3 0 万円を超える部分 ・ パンフレット等につき、1 冊当たりの単価が 2 千円を超える部分
役務費	・ 通信運搬費（ただし、海外出展等に伴う対象国への輸送費を除く。）
委託費	・ 実質的に、助成事業者の内部管理や助成事業の進捗管理などを行うための管理業務に関する委託（業務委託内の業務管理にかかる経費を除く。）
賃借料	・ 助成事業者の事務所等借上経費 ・ 事業の実施内容に比べ過度に大規模な賃借 ・ 料金が公表されていない施設等であって、周辺類似施設に比べ著しく高額な賃借 ・ 商談会等でのブース出展費用 ・ 土地・建物等の借り上げに係る賃貸料（ただし、乙の理事長の事前承認を得たものに限る。）

※ 助成事業の実施方法により、上記表内の他科目から支出をする場合であっても、「対象外経費」に該当する内容と同一の経費については助成対象外とする。